KPMG

Newsletter

Global Japanese Practice
KPMG in Thailand

（続報）移転価格税務調査の最新動向について

お客様各位

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

先般お送りした速報版ニュースレターにて、タイ歳入局（Thai Revenue Department、以下「TRD」）から移転価格調査の招集通知（インビテーションレター）を多くの企業に送っている状況についてご案内いたしました。

本ニュースレターではその続報として、現時点で明らかになった調査対象企業の傾向や日本人マネジメントとして押さえておくべき管理上のポイント等について解説します。

Ⅰ．調査対象となっている企業の傾向

今回の招集通知の受領状況を確認すると、概ね以下のような傾向があると考えられます。

- 会社の提出した移転価格開示フォームから、**グループ会社との取引割合が高い**
- 対象事業年度としては、2023 年度、2024 年度を指定しているケースが多い
- TRD からの Tax Summon （召喚状）の発行期限（≒税務調査の時効）が近い **2021 年度も対象**とされるケースも存在する
- **1 事業年度のみ**が対象とされるケースも多い
- 売上規模は 10 億バーツ以下の企業もターゲットに含まれている
- 対象とされた年度は**赤字**、または他年度と比較して**業績が悪い**

これらのことから読み取れるのは、TRD がいよいよ**ビッグデータの分析を本格化**させ、移転価格開示フォームなどから一定の数値基準（グループ内取引比率、業績水準、売上規模など）に該当する企業を網羅的に抽出し、招集通知を送付している可能性が高い、という点です。

なお、上記の分析は、現時点で確認可能な事例や情報に基づき整理したものであり、**タイの税務実務に携わる専門家としての見解・推察の域を出るものではありません。**TRD が公表している公式な選定基準ではなく、今後の調査動向によって修正を要する可能性がある点についてご留意ください。

Ⅱ. 新ルールに基づく招集通知から生じる遅延利息増加リスク

現在送付されている招集通知は、**2021 年度以降の事業年度を対象とした新たな移転価格文書化ルール**に基づくものです。TRD から要請を受けた場合、納税者は**最大 180 日以内**に移転価格関連資料を提出することが認められています。

余裕のある期限設定という印象を受けますが、タイでは追徴課税が行われた場合、**追徴税額に対し、月 1.5%（年 18%相当）の利息**が課されます。調査や協議が長期化し、複数年度に遡る調整となった場合には、**本税に加えて利息だけでも多額**となる可能性があります。

したがって、**「180 日あるから後回しにする」という判断は非常に危険**であり、招集通知を受領した段階で速やかに事実関係の整理および移転価格文書の準備・見直しに着手することが重要です。

Ⅲ. 調査対象取引の範囲と最近の傾向

従来、タイにおける移転価格調査は、主として有形資産（製品や部品等の棚卸資産）の売買取引に焦点が当てられる傾向がありました。しかし最近では、以下の取引についても重点的に確認されており、調査はより厳格化・複雑化しています。

- **役務提供取引（サービス取引）**：マネジメントフィー、技術支援料、バックオフィスサービス、IT サポート等
- **無形資産取引**　：商標・ブランド、特許・技術情報、ノウハウ等に係るロイヤルティ
- **金融取引（親子ローン等）**：親会社・グループ会社とのローン、キャッシュプーリング、グループ保証など

これらについては**契約書の有無だけでは不十分**であり、実態（機能・リスク・受益）と価格設定プロセスを裏付ける資料・分析の有無が、課税の有無や調整額を左右する状況になっています。

Ⅳ. 移転価格専門家の活用と日本人マネジメントがとるべき対応

TRD による移転価格調査は、**税収確保を目的とした取り組み**として明確に位置付けられています。実務の現場では、税務当局側が積極的に調整案を提示し、納税者側に立証責任を求める場面も増えています。このような状況を踏まえると、次の点が重要になります。

- 自社のみでの対応や、形式的な資料提出にとどまる対応では、十分な防御が難しいこと
- 適切なデータ・分析・ロジックに基づき、**当局の調整案に対して反論・修正を行う体制**を整備する必要があること

また、追徴税額に加えて**年 18%相当の利息負担**、さらに将来年度への影響を考慮すると、移転価格専門家を早期の段階から関与させることにより、結果として**グループ全体としての総コストを抑制できる可能性が高い**と考えられます。
日本人マネジメントとして、今後ご検討いただきたい事項は以下の通りです。

- 招集通知の有無と対応状況の確認を指示すること
- 移転価格関連通知の社内報告ルールの明文化と徹底
- 移転価格文書化の整備状況（特に 2021 年度以降）の確認と、タイ語版整備の方針決定
- 招集通知を受領した場合の、移転価格専門家への相談検討

Ⅴ. 招集通知受領後の対応ステップ

招集通知を受領した場合、上記の遅延利息増加リスクも踏まえつつ、以下の基本的なステップで対応を進めることが有用です。形式的に期限内に資料を提出すれば足りるというものではなく、**初動段階から一定の戦略性を持った対応**が求められます。

1. 通知内容の確認と社内共有
2. 既存資料と取引内容の把握
3. 論点の整理と資料準備の着手
4. 対応方針の検討と専門家への相談
5. 進捗とリスクの定期的な報告

今後もさらに招集通知を受け取る企業が増えると思われます。弊社では引き続き情報アップデートし、ニュースレターでは書ききれない具体例や対応戦略について解説する**セミナーを 7 月 17 日(金)**に予定しております。ご案内は 6 月に皆様宛にさせて頂きますので、是非ご参加ください。

本ニュースレターの内容や、貴社グループにおける具体的な影響につきご懸念・ご質問がございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。

KPMG 税務担当者

伊藤　進
ディレクター
E: sito1@kpmg.co.th



金澤　学
ディレクター
E: mkanazawa1@kpmg.co.th



KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト
過去のニュースレター一覧

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先
gjp-marketing@kpmg.co.th

---

kpmg.com/th

Privacy | Legal

You have received this email from KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. If you wish to unsubscribe from our mailing list, please click here to unsubscribe.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2026 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization